

## 善通寺市障がい者活躍推進計画

機関名	善通寺市
任命権者	善通寺市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
善通寺市における障がい者雇用に関する課題	<p>善通寺市では、平成30年において過去に行った障害者任免状況通報の内容の再点検をおこなったところ、職員の範囲に誤りがあり、法定雇用率2.5%が未達成である事が発覚した。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成し、採用活動等を行った結果、令和元年12月31日時点において、法定雇用障害者数を満たすことはできたが、実雇用率は2.35%であり法定雇用率は未達成となっている。</p> <p>計画終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者である職員の活躍を推進する取り組みを進めていく必要がある。</p>
目標	
1 採用に関する目標	各年6月1日時点において法定雇用率を上回るものとする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により、把握と進捗管理をする。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として、総務部秘書課職員を選任する。</p> <p>職員のうちから障害者職業生活相談員を選任する。選任をしようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討をする。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>障がい者に対しては、所属長や障害者職業生活相談員による面談等を通じて必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に行う。</p> <p>職員の募集及び採用を行う際には、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定すること</li> <li>・「自力で通勤できる」、「介助なしで業務遂行が可能である」、「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられる」といった条件を設定すること</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること</li> </ul>
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

## 善通寺市障がい者活躍推進計画

機関名	善通寺市消防本部
任命権者	善通寺市消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
善通寺市消防本部における障がい者雇用に関する課題	<p>善通寺市消防本部においては、職員の大多数が障害者の雇用の促進に関する法律（昭和38年法律第123号）第38条に規定する除外職員である消防吏員で構成されている。</p> <p>これまで、障がいのある職員に関しては個別的に対応しており、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
1 採用に関する目標	業務の特殊性から、障がい者に限定した新規採用を行うことは困難であるが、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として、総務部秘書課職員を選任する。</p> <p>職員のうちから障害者職業生活相談員を選任する。選任をしようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討をする。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障がい者に対しては、所属長や障害者職業生活相談員による面談を通じて必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に行う。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

## 善通寺市障がい者活躍推進計画

機関名	善通寺市教育委員会
任命権者	善通寺市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
善通寺市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>善通寺市教育委員会では、平成30年において過去に行った障害者任免状況通報の内容の再点検をおこなったところ、職員の範囲に誤りがあり、法定雇用率2.4%が未達成である事が発覚した。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成し、採用活動等を行った結果、令和元年12月31日時点において、法定雇用障害者数を満たすことはできたが、実雇用率は2.21%であり法定雇用率は未達成となっている。</p> <p>計画終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者である職員の活躍を推進する取り組みを進めていく必要がある。</p>
目標	
1 採用に関する目標	各年6月1日時点において法定雇用率を上回るものとする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により、把握と進捗管理をする。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として、総務部秘書課職員を選任する。</p> <p>職員のうちから障害者職業生活相談員を選任する。選任をしようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討をする。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>障がい者に対しては、所属長や障害者職業生活相談員による面談等を通じて必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に行う。</p> <p>職員の募集及び採用を行う際には、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定すること</li> <li>・「自力で通勤できる」、「介助なしで業務遂行が可能である」、「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられる」といった条件を設定すること</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること</li> </ul>
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。